

議会改革特別委員会の設置について

1. 名 称 議会改革特別委員会
2. 委員数 13人以内とする。
3. 設置の目的 地方分権が進展するなか、二元代表制のもと地方議会の果たす役割は重要性を増しており、議会活動の充実・強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められている。

東金市議会は、より一層、市民の負託にこたえるため、また市民生活の向上と民主政治の発展に寄与するため、これからの本市議会の在り方などの調査検討を行うことを目的に、議会改革特別委員会を設置する。
4. 検討事項 (1) 政務活動費に関すること
(2) 議員定数に関すること
(3) 議員政治倫理に関すること
(4) その他議会改革に関すること
5. 経 費 本委員会に要する経費は、別途市長と協議する。
6. 期 間 本委員会は、平成33年3月末日をもって終了するものとし、議会閉会中もなお開催することができる。